

復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨からの早期復興を実現するため、市が金融機関等と連携しつつ、予算の範囲内において市の区域内に民間事業者による新たな店舗の開設促進及び被災事業者の本復旧を支援し、本市における事業機会及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の循環を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げるもののうち、別表第1に掲げるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本市の振興に寄与すると市長が認めるもの
- 2 この告示において「新店舗」とは、事業で、市内に開設する新たな店舗又は事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、個人事業主又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新店舗に必要となる資金(運転資金その他必要な費用の全てを含む。)に充てるため、金融機関からの融資(以下「対象融資」という。)を受ける者
- (2) 輪島商工会議所又は門前町商工会の会員である者
- (3) 石川県なりわい再建支援補助金の対象外である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 新店舗が市内での移転と認められる者(ただし、令和 6 年能登半島地震又は令和 6 年奥能登豪雨により被災した事業者の市内での移転は補助の対象とする。)
- (3) 新店舗の営業日数が 1 年間で 200 日に満たない見込みの者(ただし、住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)の届出を行って住宅宿泊事業を行う者はこの限りでない。)
- (4) 新店舗の開設に当たり、市からこの告示による補助金以外の新店舗の開設支援を目的とした補助金を受ける者(ただし、令和 6 年度に輪島市起業・新規出店支援事業補助金交付要綱(平成 26 年輪島市告示第 63 号)の規定による補助金(附則第 2 項において「令和 6 年度新規出店補助金」という。)を受けた者は除く。)
- (5) 新店舗が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定により、許可又は届出が必要である者で、料理店及びゲームセンター以外の事業を営むもの
- (6) 新店舗の開設に当たり、法令等に基づき、許可等が必要であるにもかかわらず、その許可等を受けていない者
- (7) 新店舗における事業採算性が乏しいと認められる者
- (8) 反社会的な活動を行う者その他の社会通念に照らし補助することが不適当である者
- (9) 既に店舗(露店、行商、屋台及び立ち売りなど固定的な設備がないものも含む。)を市内に開設している者にあっては、新店舗の開設に当たり、補助対象者

の配偶者及び 2 親等以内の親族を除く新たな正規雇用者(雇用保険に加入し、雇用期間の定めのない雇用契約を締結した者に限る。)のないもの

(10) 新店舗の営業時間内に従業員が常駐していないもの

(対象融資)

第 4 条 対象融資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新店舗の開設前に借り入れるもの

(2) 証書貸付けの方法によるもの

(3) 市から利息に対する補助がないもの

(4) 新店舗の開設から起算して、貸付期間が 3 年間を超える長期のもの

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、新店舗の開設に要する経費(新店舗が住居を兼ねる場合は、住居に供する部分の経費を除く。)のうち、別表第 2 に掲げる経費(消費税及び地方消費税を除く。)の 2 分の 1 に相当する額又は対象融資と同額のいずれか少ない額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円を限度とする。ただし、補助対象者が第 9 条の規定する請求の日において市内に住民票を有していない場合は 200 万円を限度とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、新店舗の開設前に復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び調査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができるものとする。

(変更又は廃止の申請)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、やむを得ない理由により申請内容を変更し、又は廃止しようとするときは、復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金変更(廃止)申請書(様式第3号)に関係書類を添付し、市長に申請しなければならない。ただし、内容を変更する場合において、補助金の交付目的に即さないものではない軽微な変更で、かつ、補助金の交付決定額の変更を伴わないものは、この限りでない。

- 2 前項の申請があったときは、前条の規定を準用する。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた日の属する市の会計年度の末日までに、復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出を受けた時は、第7条の規定を準用する。
- 3 第1項の実績報告書の内容が適当であると認められた者は、復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定取消し)

第10条 交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の申請に虚偽その他の不正があったとき。
- (2) 新店舗の開設から5年以内に対象融資を繰上償還し、完済したとき。
- (3) 新店舗の開設から5年以内に第2条第1項に規定する事業以外の事業に変更するとき。
- (4) 新店舗の開設から5年以内に事業を廃止するとき。
- (5) 新店舗の開設から5年以内に第3条第2項第9号に規定する正規雇用者を継続して雇用できなくなったとき。
- (6) 新店舗の備品等を耐用年数内に処分するとき。
- (7) 新店舗の開設から5年以内に市税を滞納したとき。
- (8) 新店舗の営業日数が開業から5年以内に1年間で200日に満たなくなったとき。
- (9) 反社会的な活動その他の社会通念に照らして不適当な活動を行ったとき。
- (10) 第7条第2項の規定により付した条件に反したとき。

2 交付決定者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(報告)

第11条 交付決定者は、新店舗開設の翌年度から4年間、年に一度、事業実績を市長に報告するものとする。

(雑則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

(令和 6 年度新規出店補助金を受けた者の特例)

2 令和 6 年度新規出店補助金を受けた者の補助金の額は、第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出された補助金から令和 6 年度新規出店補助金を差し引いた額とする。この場合において、第 6 条及び第 9 条に規定する手続については、別に定める。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条及び第 11 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1(第 2 条関係)

大分類	中分類	備考
E 製造業	09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、32 その他の製造業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する業種を除く。ただし、料
G 情報通信業	37 通信業、38 放送業、39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業	

H 運輸業・郵便業	43 道路旅客運送業	理店及びゲームセンターは対象とする。
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業	
K 不動産業・物品賃貸業	68 不動産取引業、69 不動産賃貸業・管理業	
L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業(他に分類されないもの)、73 広告業、74 技術サービス業(他に分類されないもの)	
M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業、80 娯楽業	
O 教育、学習支援業	81 学校教育、82 その他の教育、学習支援業	
P 医療、福祉	83 医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業	
R サービス業(他に分類されないもの)	91 職業紹介・労働者派遣業、92 その他の事業サービス業、95 その他のサービス業	

別表第2(第5条関係)

経費	説明
設計費	新店舗開設のための設計費
土地購入費	新店舗開設のための土地購入費 ただし、申請者の配偶者及び2親等以内の親族の土地を除く。
工事費	新店舗開設のための建物新築工事費又は既存建物改修工事費
建物購入費	新店舗開設のための建物購入費
備品・設備購入費	<p>新店舗に必要な備品・設備購入費であって、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新店舗での事業事務又は接客のために必要なものであって、新店舗内に据置と判断できるものに限る。ただし、事業の遂行に必要不可欠であり、もっぱら補助事業で取り組む特定の業務のみに用いることが明らかな車両の購入に必要な経費は対象とする。</p> <p>(2) 汎用性が高く、持ち運びが可能で補助対象事業以外にも使用可能なものの(パソコン、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話、カメラ等)を除く。</p> <p>(3) 文房具、用紙、清掃用品等で耐用年数が1年未満のものを除く。</p> <p>(4) 取得価格が一つにつき、5,000円未満(消費税及び地方消費税を除く。)のものを除く。</p>

備考　補助対象者が国、石川県その他団体から新店舗の開設支援を目的とした補助金を受ける場合、この表の掲げる経費のうち、当該補助金の対象とされた経費は、第5条に規定する新店舗の開設に要する経費から除く。